

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業

実 施 方 針

令和4年9月12日

伊勢広域環境組合

《目 次》

I	用語の定義	1
II	事業の内容に関する事項	3
1	事業名	3
2	本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	3
3	公共施設等の管理者	3
4	事業目的	3
5	本件施設の概要	5
6	事業方式	5
7	契約の形態	6
8	事業期間	6
9	事業期間終了後の措置	6
10	事業の対象となる業務範囲	6
11	事業実施者の収入	7
12	余熱利用計画	7
13	売電等収入の帰属先	8
14	組合が適用を予定している交付金について	8
15	関係法令等の遵守	8
16	事業スケジュール（予定）	8
III	事業実施者の募集及び選定に関する事項	9
1	事業実施者の募集及び選定方法	9
2	募集及び選定の手順	9
3	応募者の参加資格要件	11
4	応募者の審査及び最優秀提案者の選定	17
5	落札者決定後の手続き	18
6	著作権	18
7	特許権等	18
8	応募に係る費用負担	18
IV	事業実施者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
1	想定されるサービスの水準・仕様	19
2	想定されるリスクの分担	19
3	組合による事業の実施状況の監視	19
4	地元雇用や地元企業の活用	19
5	地域住民との共生	19
V	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	20
1	敷地面積及び配置	20

2	都市計画事項	20
VI	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
1	係争事由に係る基本的な考え方	20
2	管轄裁判所	20
VII	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
1	事業実施者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	21
2	組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	21
3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	21
4	その他	21
VIII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	22
IX	その他事業の実施に関し必要な事項	22
1	議会の議決	22
2	情報提供	22
3	実施方針に関する担当	22

【添付資料】

- 添付資料 1 事業実施場所
- 添付資料 2 事業実施区域
- 添付資料 3 契約スキーム（案）
- 添付資料 4 役割分担概念図
- 添付資料 5 リスク分担（案）

I 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は、次のとおりである。

運営・維持管理業務	本事業のうち、本件施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と運営事業者が締結する契約をいう。
運営事業者	最優秀提案者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本件施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。
エネルギー回収施設	本件施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、マテリアルリサイクル推進施設で生成される破碎可燃物・選別可燃物及び災害廃棄物を処理対象物として焼却処理し、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを、発電や熱（温水、蒸気）として回収する施設をいう。
応募者	入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループをいう。
基本協定	事業契約の締結に向けた双方の協力義務等について定めることを目的として、組合と落札者が締結する協定をいう。
基本契約	事業実施者に本事業を一括で発注するために、組合、落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
協力企業	本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業をいう。
組合	伊勢広域環境組合をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設事業者が締結する契約をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当するもので、共同企業体をいう。
建築物等	本件施設のうち、プラントを除く設備及び建築物等を総称していう。
構成員	本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業をいう。
構成市町	伊勢市、明和町、玉城町、度会町を総称していう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約を総称していう。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
事業実施者	組合と事業契約を締結し、本事業を実施するものをいう。
審査委員会	組合が応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として設置する「伊勢広域環境組合総合評価審査委員会」をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本件施設の設計・建設に係る業務をいう。

地 方 公 共 団 体	地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。
入 札 関 係 書 類	本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの書類を総称していう。
入 札 説 明 書	本事業における入札説明書をいう。
プ ラ ン ト	本件施設で処理対象物を処理するために必要な全ての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称していう。
本 件 施 設	本事業において、事業実施者が本件施設対象区域内に設計・建設するごみ処理施設(エネルギー回収施設及びマテリアルリサイクル推進施設)をいい、事業実施区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。
本 事 業	伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
マテリアルリサイクル 推 進 施 設	本件施設を構成する施設のうち、粗大ごみ、缶・金属類(スプレー缶含む)、小型家電、資源びん、ガラス・くずびん類、陶磁器類、乾電池、蛍光管、ペットボトル、プラスチックを処理対象物として破砕、選別等の処理を行う施設をいう。
要 求 水 準 書	要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営・維持管理業務編を総称していう。
要 求 水 準 書 運営・維持管理業務編	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
要 求 水 準 書 設計・建設業務編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
落 札 者	審査委員会において優秀提案者として選定されたのち、落札者として決定された企業グループをいう。

II 事業の内容に関する事項

1 事業名

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備・運営事業

2 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 (仮称) 伊勢広域環境組合ごみ処理施設

種 類 一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

伊勢広域環境組合 管理者 伊勢市長 鈴木健一

4 事業目的

伊勢広域環境組合（以下「組合」という。）は、伊勢市、明和町、玉城町、度会町（以下「構成市町」という。）で構成している一部事務組合であり、ごみ処理施設、し尿処理施設及び斎場の運営維持管理を行っている。

組合では、平成8年4月に供用開始した可燃ごみ処理施設、平成7年2月に供用開始した粗大ごみ処理施設及び平成12年4月に供用開始したリサイクルプラザを有しており、構成市町から排出される一般廃棄物を適正に処理している。

本事業は、新たな施設の整備・運営に当たって組合が策定した基本コンセプト及び8つの基本方針のもとで新ごみ処理施設（以下「本件施設」という。）を整備し、運営・維持管理することにより、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質のさらなる削減を図るとともに、循環型社会形成の推進を図ることを目的とする。

組合は、新施設の整備に当たり、安全・安心が最も重要であるとの認識のもと、循環型社会の形成と、既存施設では積極的には行われていない廃棄物のエネルギー回収及びその有効利用に配慮するとともに、地域社会に貢献できる施設を目指し、基本コンセプトを次のように決定した。

【ごみ処理施設整備・運営事業における基本コンセプト】

安全・安心を確保しつつ、循環型社会の形成と廃棄物エネルギーの有効利用にも配慮した、地域に親しまれる施設とします。

組合は、「ごみ処理施設整備の基本コンセプト」の実現に向け、次に示す8項目の施設整備の基本方針を掲げて、本事業を推進している。

【ごみ処理施設整備・運営事業における基本方針】

1) 安全・安心に配慮した施設

事故がなく、環境負荷の少ない安全性に優れた、住民が安心して生活できる施設の整備を目指します。

2) 構成市町で発生する一般廃棄物を安定的に処理できる施設

構成市町で日々発生するごみを長期に渡り安定的に処理することができる信頼性に優れた施設の整備を目指します。

3) 経済性・効率性に優れた施設

施設整備における競争性を確保するとともに、施設整備費と維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減を図った施設とします。

4) 資源とエネルギーを高効率に回収し有効利用を図ることが可能な施設

効率的な資源回収と最終処分量の低減を図り、循環型社会の形成に寄与できる施設の整備を目指します。

5) 処理に伴う二酸化炭素等の排出量の低減が図られた環境に優しい施設

処理プロセスによる温室効果ガスを可能な限り低減するシステムの構築および省エネルギーシステム、余熱利用計画等による地球温暖化の防止を図ります。

6) 地域に開かれ親しまれる施設

環境啓発や情報発信のための施設見学対応に加え、3R啓発のための機能などの施設も広く住民に開放し、周辺の景観との調和にも配慮することで、訪れた人が憩える、住民に広く親しまれる施設とします。

7) 地域社会に貢献できる施設

施設整備期間および施設の運営期間において、地域の企業や人材の育成、資源・エネルギーの地産地消等、地域に貢献できる施設の整備を目指します。

8) 災害に強く災害時においても地域に貢献できる施設

耐震化、浸水対策等の災害対策を講じ、大規模災害時の早期復旧・継続的な処理が行えることを目指した施設とするとともに、災害時のエネルギー供給や避難所等防災拠点の機能を備えることについても検討します。

5 本件施設の概要

項 目	概 要	
事業実施場所 及 事業実施区域	三重県伊勢市西豊浜 597 番地 1 ほか (「添付資料 1 事業実施場所」及び「添付資料 2 事業実施区域」参照)	
事業実施者の 業務及び期間	設計・建設業務 : 事業契約締結日の翌日から令和 9 年 9 月まで 運営・維持管理業務 : 令和 9 年 10 月から令和 30 年 3 月まで	
本 施 設	エネルギー 回収施設	処 理 対 象 物 : 可燃ごみ マテリアルリサイクル推進施設で生成される破砕可燃物 マテリアルリサイクル推進で生成される選別可燃物 処 理 方 式 : ストーカ式 施 設 規 模 : 203 t / 日 (101.5 t / 日 × 2 炉)
	マテリアル リサイクル 推進施設	処 理 対 象 物 : 粗大ごみ 缶・金属類 (スプレー缶含む) 小型家電 資源びん ガラス・くずびん類 陶磁器類 乾電池 蛍光管 ペットボトル プラスチック (容器包装・製品) 処 理 方 式 : 破砕、選別、圧縮梱包 施 設 規 模 : 粗大ごみ、缶・金属類、スプレー缶、小型 家電 15t/日 資源びん 6 t/日 ガラス・くずびん類、陶磁器類 3 t/日 乾電池 0.5t/日 蛍光管 0.5t/日 ペットボトル 2.5t/日 プラスチック (容器包装・製品) 7 t/日
	附帯施設／ 附帯設備	計量棟、駐車場、雨水調整池、構内道路、門扉、囲障、植栽 等その他関連する施設や設備等
供 用 開 始	令和 9 年 10 月	

6 事業方式

本事業における施設の整備及び運営は、DBO方式により実施する。

落札者は、建設事業者として本件施設の設計・建設業務を行う。さらに、落札者は、特別目的会社(運営事業者)を設立し、20.5年間の運営・維持管理期間にわたって、本件施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

7 契約の形態

組合と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

組合は、落札者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、落札者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運營業務委託契約を締結する。

事業契約の締結主体を「添付資料3 契約スキーム（案）」に示す。

8 事業期間

事業期間は、次のとおりである。

(1) 設計・建設業務期間

事業契約締結日の翌日から令和9年9月まで

(2) 運営・維持管理業務期間

令和9年10月から令和30年3月まで

9 事業期間終了後の措置

組合では、本件施設を本件施設供用開始後30年間以上にわたって使用する予定であることから、事業実施者は、組合が約30年間以上にわたって本件施設を使用することを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施することとする。

また、事業実施者は、事業期間終了時に本件施設を組合の定める引渡し時における本件施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐものとする。本件施設の事業期間終了後の措置について、運営開始後16年目（令和25年度）の時点において、組合及び事業実施者は協議を開始するものとする。

10 事業の対象となる業務範囲

事業実施者が行う事業の範囲は、次のとおりとする。なお、各項目の詳細は、「要求水準書（案）」に示す。

(1) 事業実施者が行う業務

ア 本件施設の設計・建設に関する業務

- ① 本件施設の設計及び設計内訳書作成
- ② 組合が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- ③ 組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）等申請支援
- ④ 組合が行うその他許認可申請支援

- ⑤ 本件施設の建設及び工事内訳書作成
- ⑥ 建設工事に係る許認可申請等
- イ 本件施設の運営・維持管理に関する業務
 - ① 運転管理業務
 - ② 維持管理業務
 - ③ 余熱利用管理業務
 - ④ 測定管理業務
 - ⑤ 防災等管理業務
 - ⑥ 情報管理業務
 - ⑦ 関連業務

(2) 組合が行う業務

- ア 本件施設の設計・建設に関する業務
 - ① 用地の確保
 - ② 本件施設の交付金申請手続
 - ③ 本件施設の設計・建設モニタリング
 - ④ その他これらを実施する上で必要な業務
- イ 本件施設の運営・維持管理に関する業務
 - ① 住民対応
 - ② 運営モニタリング
 - ③ エネルギー回収施設からの焼却残さの運搬及び有効利用
 - ④ マテリアルリサイクル推進施設からの処理生成物の運搬及び有効利用
 - ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

1 1 事業実施者の収入

本事業における事業実施者の収入は、次のとおりとする。なお、詳細は、入札関係書類に示す。

- ア 本件施設の設計・建設業務に係る対価

組合は、本件施設の設計・建設業務の対価として、施設整備費を建設事業者に支払う。

- イ 本件施設の運営・維持管理業務に係る対価

組合は、本件施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者に支払う。

1 2 余熱利用計画

運営事業者は、焼却による熱エネルギーを利用した発電を行い、本件施設内で利用し、余剰電力を電力事業者へ売却する。

また、運営事業者は、エネルギー回収率 20.5%を達成するとともに、事業期間を通じた売電

電力量ができる限り多くなるように努める。

1 3 売電等収入の帰属先

電力事業者への余剰電力の売却収入及び電気自動車充電設備における充電料収入は、組合に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

1 4 組合が適用を予定している交付金について

組合は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金申請等の手続は、組合において行うが、建設事業者では、申請手続に必要な書類の作成等について、組合を支援するものとする。

1 5 関係法令等の遵守

組合及び事業実施者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物処理法をはじめ必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

1 6 事業スケジュール（予定）

ア 実施方針等の公表	令和4年9月12日
イ 入札公告	令和4年11月
ウ 事業提案書の受付	令和5年4月
エ 落札者の決定	令和5年6月
オ 基本協定の締結	令和5年6月
カ 仮契約の締結	令和5年8月
キ 契約議案の議会承認（事業契約の締結）	令和5年9月
ク 本件施設の設計・建設	事業契約締結日の翌日～令和9年9月
ケ 本件施設の運営・維持管理	令和9年10月から令和30年3月まで

III 事業実施者の募集及び選定に関する事項

1 事業実施者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が、入札関係書類に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から組合の要求水準を満足することを条件として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価落札方式による指名競争入札で行うことを予定している。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

事業実施者の募集、選定及び契約スケジュールは、次のとおり予定している。

内 容	日 程
① 実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和4年9月12日（月）
② 実施方針等に関する質問・意見の受付期限	令和4年9月22日（木）
③ 実施方針等に関する質問・意見への回答公表	令和4年10月14日（金）
④ 入札公告	令和4年11月中旬
⑤ 第1回入札関係書類に関する質問の受付期限 【入札参加資格に関する質問】	令和4年11月下旬
⑥ 第1回入札関係書類に関する質問の受付期限 【入札参加資格以外に関する質問】	令和4年12月上旬
⑦ 第1回入札関係書類に関する質問への回答公表 【入札参加資格に関する質問】	令和4年12月中旬
⑧ 第1回入札関係書類に関する質問への回答公表 【入札参加資格以外に関する質問】	令和4年12月下旬
⑨ 入札参加資格審査書類受付期限	令和5年1月中旬
⑩ 入札参加資格審査	令和5年1月下旬
⑪ 対面的対話	令和5年2月上旬
⑫ 第2回入札関係書類に関する質問の受付期限	令和5年2月上旬
⑬ 第2回入札関係書類に関する質問への回答公表	令和5年2月下旬
⑭ 事業提案書受付期限	令和5年4月上旬
⑮ 最優秀提案者の選定	令和5年6月上旬
⑯ 落札者の決定	令和5年6月中旬
⑰ 仮契約締結	令和5年8月中旬
⑱ 契約議案の議会承認（事業契約の締結）	令和5年9月中旬

注）組合では、現地見学会を開催しない予定であるが、応募者は市道から建設地を確認することができる。ただし、確認する際は、周辺交通状況等に配慮すること。

(2) 実施方針等に関する質問、意見の受付

本事業への参加を検討する企業は、実施方針等に対して質問又は意見を提出することができる。実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見は、次のとおり受付を行うものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、質問・意見書を提出した者に対しては、組合が個

別にヒアリングを行う場合がある。

ア 受付期間

実施方針公表日から令和4年9月22日（木）午後5時までとする。

イ 提出方法

実施方針と同時に公表する別添様式第1号（Excel形式）に記入のうえ、E-mailで送付する。

① 送付先

伊勢広域環境組合

② E-mail

ikkj@iserisaikuru.jp

③ タイトル

「実施方針等に関する質問・意見書の提出（提出者名）」

ウ 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者に対して、組合が到達確認メールを返信する。

エ 回答の公表

実施方針等に関する質問・意見書への回答は、令和4年10月14日（金）午後5時までに組合ホームページで公表する。

(3) 入札公告、入札関係書類の公表

組合では、令和4年11月（予定）に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、様式集等の入札関係書類を公表する。

(4) 入札参加資格審査書類の受付、資格審査結果の通知

組合では、本事業の応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等は、入札関係書類に示す。

また、資格審査を通過しなかった応募者は、組合に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

(5) 対面的対話

組合では、資格審査通過者を対象に対面での対話を行う予定である。対面での対話は、資格審査通過者における組合の事業目的（事業の位置付けや特徴等）への理解促進、事業提案書における要求水準の未達回避、より大きな民間の創意工夫の発揮を目的として実施するものである。なお、具体的な実施内容・方法は、入札関係書類に示す。

(6) 事業提案書の受付

組合では、資格審査通過者に対し、入札関係書類に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。なお、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等は、入札関係書類に示す。

3 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。なお、組合では、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。
- イ 応募者は、構成員及び協力企業から構成されるものとする。なお、構成員のみで構成することも可能である。
- ウ 応募者の構成員の中から「(2)イ(ア) エネルギー回収施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件」を満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- エ 構成する企業グループのうち、次の要件を全て満たした地元企業を1者以上含めること。
 - (ア) 構成市町内に本店を有すること。
 - (イ) 三重県建設工事発注標準に定める三重県建設業者格付一覧において、建築一式工事の総合点が1,000点以上であること。
- オ 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- カ 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- キ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

上記「カ」の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ）。

(ア) 資本関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則第3条（平成18年法務省令第12号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、次でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
 - その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ク 構成員又は協力企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- ケ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

構成員及び協力企業は、次に掲げる要件を全て備えること。

- (ア) 伊勢広域環境組合競争入札参加資格者名簿又は構成市町のいずれかでの競争入札参加資格者名簿に登録されている者であって、本事業の資格審査申請書等の提出日から入札書の開札日までの期間に、組合及び構成市町の建設工事等に係る資格(指名)停止措置を受けている者でないこと。
- (ウ) 伊勢市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱に基づく措置要件に該当する者でないこと。
- (エ) 地方自治法施行令(昭和 22 年 政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (オ) 本事業の資格審査書類提出日以前 2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は 6 ヶ月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していない者であること。
- (カ) 会社法(平成 17 年法律第 86 号、以下同じ。)施行前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、会社法第 511 条に基づく特別清算開始の申立て、旧破産法(大正 11 年法律第 71 号)第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て、破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、旧和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条の規定による更生手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(但し、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)でないこと。
- (キ) 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納している者でないこと。

- (ク) 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のない者であること。

八千代エンジニアリング株式会社

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

- (ケ) 組合が設置した審査委員会の委員が所属する企業でないこと。

イ 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営・維持管理業務の各業務を行う者として、次の(ア)から(カ)の各項の要件を満たす構成員又は協力企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることが可能である。

(ア) エネルギー回収施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうちエネルギー回収施設におけるプラントの設計・建設を行う企業は、構成員とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ② 伊勢広域環境組合競争入札参加資格又は構成市町のいずれかでの競争入札参加資格の清掃施設工事に登録している者であること。
- ③ 次の要件を全て満たす地方公共団体（地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団））における一般廃棄物処理施設の竣工実績を有していること。
ただし、平成12年4月1日以降に元請又は共同企業体で契約したものに限る。
 - 1) 施設規模が200t/日以上連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は「ストーカ式」に限る。）で、1炉当たり100t/日以上かつ2炉以上
 - 2) ボイラ・タービン式発電設備を設置したもの
 - 3) DBO方式又はPFI方式による事業
- ④ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者を設計・建設業務期間中に専任で配置できること。なお、監理技術者は、企業が直接かつ連続して3ヶ月以上雇用している者とする。

(イ) マテリアルリサイクル推進施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうちマテリアルリサイクル推進施設におけるプラントの設計・建設を行う企業は、構成員とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき清掃施設工事又は機械器具設置工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ② 伊勢広域環境組合競争入札参加資格又は構成市町のいずれかでの競争入札参加資格の清掃施設工事又は機械器具設置工事に登録している者であること。
- ③ 次の要件を全て満たす地方公共団体における一般廃棄物処理施設の竣工実績を有していること。ただし、平成 12 年 4 月 1 日以降に元請又は共同企業体での当該施設設計・建設業務で契約したものに限る。
 - 1) 粗大ごみ又は不燃ごみを対象とした破碎選別処理施設における粗大ごみ又は不燃ごみの処理ライン 15t/5h 以上
 - 2) 高速回転式破碎機を設置したもの

(ウ) 本件施設における建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち本件施設における建築物等の設計を行う企業は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- ② 伊勢広域環境組合競争入札参加資格又は構成市町のいずれかでの競争入札参加資格の建築一般、建築積算、清掃施設工事又は機械器具設置工事に登録している者であること。
- ③ 地方公共団体における一般廃棄物処理施設（エネルギー回収施設又はマテリアルリサイクル推進施設とし、施設規模及び処理方式は問わない。）に係る設計の実績があること。なお、実績とは、元請又は共同企業体での当該施設設計・建設業務で契約したものに限る。

(エ) 本件施設における建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本件施設における建築物等の建設を行う企業は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 建設業法第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 伊勢広域環境組合競争入札参加資格又は構成市町のいずれかでの競争入札参加資格の建築一式工事、清掃施設工事又は機械器具設置工事に登録している者であること。
- ③ 地方公共団体における一般廃棄物処理施設（エネルギー回収施設又はマテリアルリ

サイクル推進施設とし、施設規模及び処理方式は問わない。)に係る建設の実績があること。なお、実績とは、元請又は共同企業体での当該施設設計・建設業務で契約したものに限る。

(ウ) エネルギー回収施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

エネルギー回収施設の運営・維持管理業務を行う者は、運営事業者からエネルギー回収施設の運営・維持管理業務を受託する企業で、構成員とし、次に示す要件を満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 伊勢広域環境組合競争入札参加資格又は構成市町のいずれかでの競争入札参加資格に登録している者であること。
- ② 次の要件を全て満たす地方公共団体の一般廃棄物処理施設において、運営・維持管理業務を元請として受託した、又は特別目的会社を設立する場合においては特別目的会社へ出資し、かつ特別目的会社から直接受託した、2年間以上の実績を有すること。
 - 1) 施設規模が200t/日以上で連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は「ストーカ式」に限る。）で、1炉当たり100t/日以上かつ2炉以上
 - 2) ボイラ・タービン式発電設備を設置したもの
 - 3) DBO方式又はPFI方式による事業
- ③ 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は「ストーカ式」に限る。）で、施設規模が200t/日以上で、1炉当たり100t/日以上かつ2炉以上の施設（2年以上の稼動を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。

(エ) マテリアルリサイクル推進施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

マテリアルリサイクル推進施設の運営・維持管理業務を行う者は、運営事業者からマテリアルリサイクル推進施設の運営・維持管理業務を受託する企業で、構成員とし、次に示す要件を満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 伊勢広域環境組合競争入札参加資格又は構成市町のいずれかでの競争入札参加資格に登録している者であること。
- ② 次の要件を全て満たす地方公共団体の一般廃棄物処理施設において、運営・維持管

理業務を元請として受託した、又は特別目的会社を設立する場合においては特別目的会社へ出資し、かつ特別目的会社から直接受託した、2年間以上の実績を有すること。

- 1) 粗大ごみ又は不燃ごみを対象とした破碎選別処理施設における粗大ごみ又は不燃ごみの処理ライン 15t/5h 以上
- 2) 高速回転式破碎機を設置したもの

ウ 参加資格の確認

- (ア) 参加資格確認基準日は、入札参加資格審査書類受付期限の日とする。
- (イ) 最優秀提案者の選定までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は当該応募者を最優秀提案者の選定のための審査対象から除外する。
- (ウ) 最優秀提案者を選定した日から落札者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は最優秀提案者の選定を取り消す。
- (エ) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は落札者決定を取り消す。この場合において、組合は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4 応募者の審査及び最優秀提案者の選定

(1) 審査の機関

組合は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として、次の委員により構成する審査委員会を設置した。応募者から提出された事業提案書の審査については、審査委員会が行う。

本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について組合が設置する審査委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った者は失格とする。

伊勢広域環境組合総合評価審査委員会委員

委員名	所属・役職等
深草 正博	皇學館大学 名誉教授
中西 栄徳	三重大学大学院 工学研究科 機械工学専攻 准教授
荒井 喜久雄	公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長
古川 万	公益財団法人三重県建設技術センター 常務理事
佐藤 弘之	三重県 環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課長

(敬称略・順不同)

(2) 審査の手順及び方法

ア 入札参加資格審査

入札参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格の有無を確認する。

イ 事業提案審査

審査委員会は、あらかじめ設定した審査事項による事業提案審査を行い、最優秀提案者を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準書に示す。

エ 審査結果

審査結果は、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を組合のホームページに掲載する。

5 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

組合と落札者は、落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は、次の要件を全て満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社へ出資することができない。

- ア 運営事業者の本店所在地は、構成市町のいずれかとしなければならない。なお、設計・建設業務期間中においては、構成員又は協力企業の事務所のうち三重県内に所在する事務所を一時的に本店所在地とすることを認める。また、運営・維持管理業務期間中においては、運営事業者の本店所在地は、本施設内に設置することを認める。
- イ 応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。
- ウ 運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。
- エ 運営事業者の株主は、組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 契約内容に関する協議

組合と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

6 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属する。なお、本事業の公表、その他組合が必要と認めるときは、応募者と協議のうえ、組合は応募資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

7 特許権等

応募者から提出される提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

8 応募に係る費用負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

Ⅳ 事業実施者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

事業実施者は、入札関係書類及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札関係書類に示す本件施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、組合と事業実施者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として事業実施者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

組合と事業実施者のリスク分担は、原則として「添付資料5 リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細は、入札関係書類に示す。

3 組合による事業の実施状況の監視

組合は、事業実施者が実施する本件施設の設計・建設及び運営・維持管理段階における全ての業務について、監視を行う。

本事業における監視方法は、運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で組合が随時のモニタリングを行うこととする。モニタリングの方法、内容等については、入札関係書類に定める。

また、事業実施者の提供する施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、組合は、事業実施者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

4 地元雇用や地元企業の活用

事業実施者は、本事業の実施に当たり、地元雇用に配慮し、また、構成市町に所在地を有する地元企業が対応可能な工事や材料の調達、納品などについては、積極的に地元企業を活用するものとする。

5 地域住民との共生

組合は、操業データなどを公開し、開かれた施設運営に努めるとともに、地域住民と運営協議会などを設置することを予定している。必要に応じて地域住民の意見を施設運営に反映するものとし、その際、運営事業者は、組合に協力するものとする。

V 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地面積及び配置

事業実施区域 : 約 3.7ha (「添付資料 2 事業実施区域」参照)

2 都市計画事項

ア 都市計画区域	都市計画区域内 (令和 4 年中に都市計画決定予定)
イ 用途地域	非線引都市計画区域
ウ 防火地区	指定なし
エ 高度地区	指定なし
オ 建ぺい率	60%以下
カ 容積率	200%以下
キ 砂防指定地	指定なし
ク 土砂災害特別警戒区域	指定なし

VI 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業実施者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、第 1 審ないし調停の専属的合意管轄裁判所を、津地方裁判所、津簡易裁判所、津地方裁判所伊勢支部又は伊勢簡易裁判所とする。

VII 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業実施者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 事業実施者の提供するサービスが、事業契約で定める事業実施者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は事業実施者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業実施者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業実施者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、事業契約を解除することができる。
- ウ 前2号の規定により組合が事業契約を解除した場合、事業実施者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業実施者は、事業契約を解除することができる。
- イ 前号の規定により事業実施者が事業契約を解除した場合、組合は、事業実施者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業実施者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業実施者は、事業継続の可否について協議する。

- ア 設計・建設業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。
- イ 運営・維持管理期間においては、組合及び事業実施者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

4 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

VIII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

IX その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

組合は、事業契約の締結に当たっては、組合議会の承認を得るものとする。

2 情報提供

組合は、適宜、次に示す組合のホームページで情報提供する。

<https://www.isekouiki.or.jp/>

3 実施方針に関する担当

〒515-0505 三重県伊勢市西豊浜町 653

伊勢広域環境組合 業務課

電 話 : 0596-37-1218

F A X : 0596-37-1740

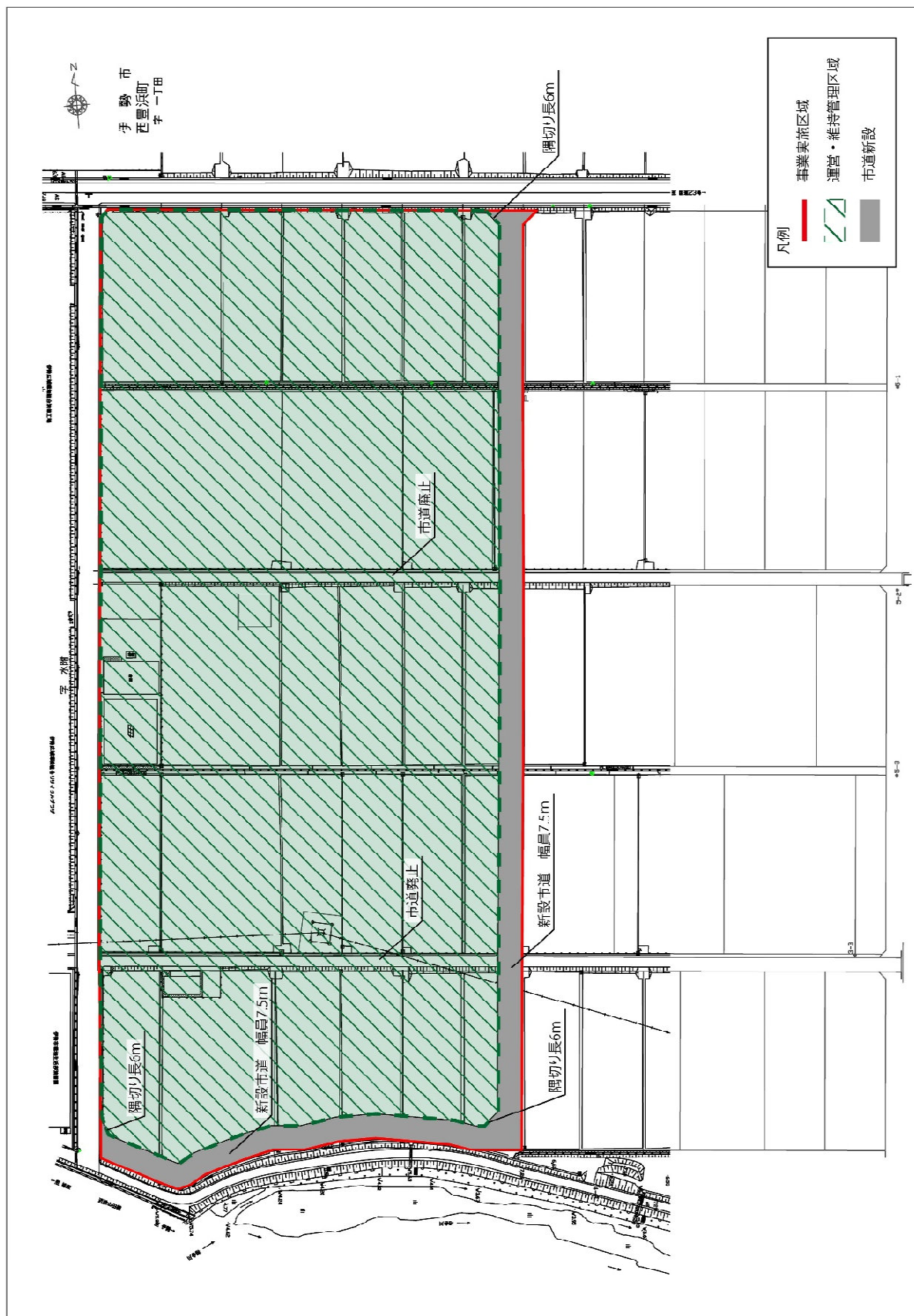
電子メール : ikkj@iserisaikuru.jp

ホームページ : <https://www.isekouiki.or.jp/>

添付資料1 事業実施場所



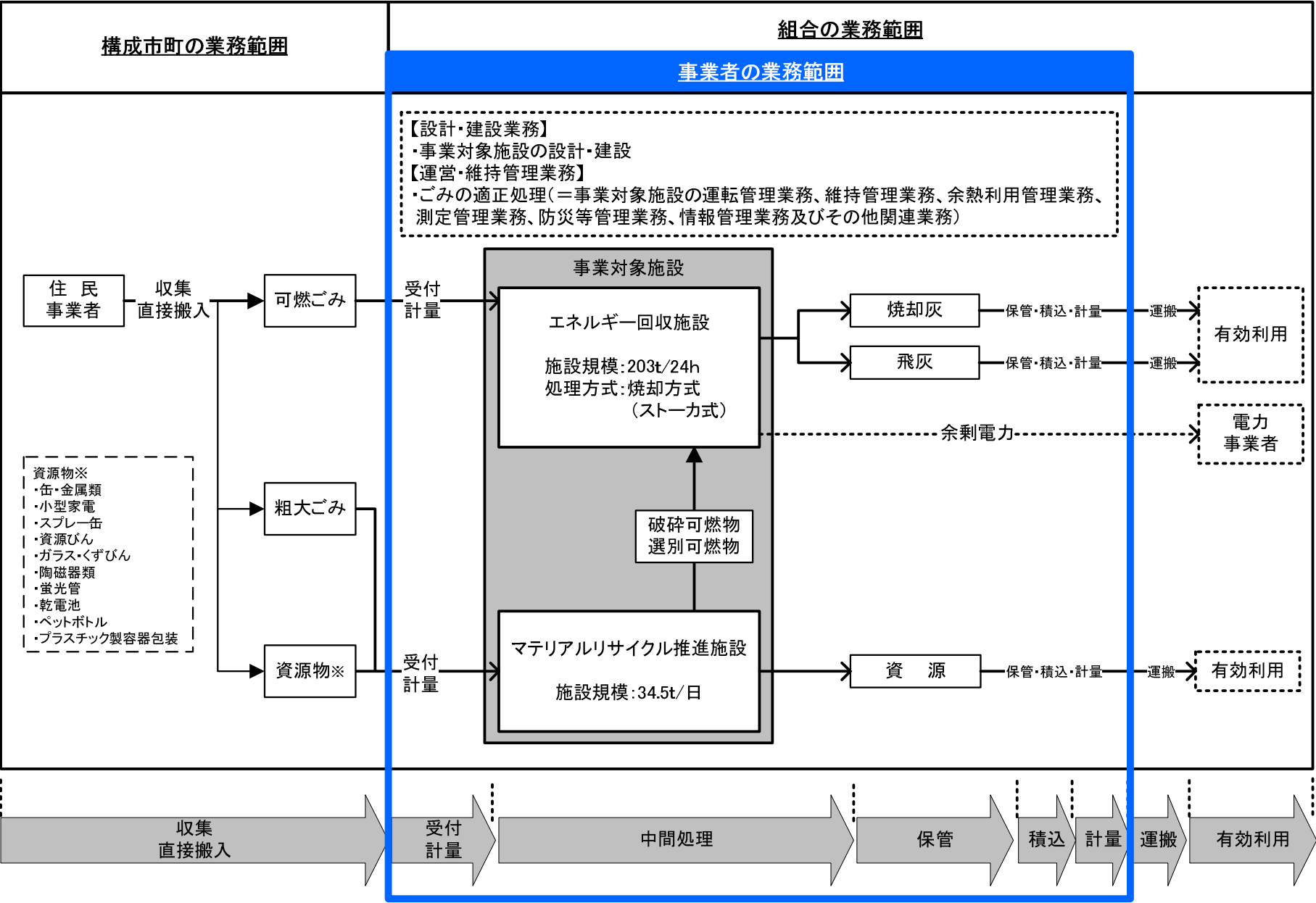
添付資料 2 事業実施区域



添付資料3 契約スキーム（案）

項目		内容
契約スキーム図		伊勢広域環境組合 基本協定 事業契約 建設工事請負契約 基本契約 運營業務委託契約 契約に関わる全ての企業 設計・建設業務 【落札者】 エネルギー回収施設（プラント設備）設計・建設を行う企業【代表企業】 マテリアルサイクル推進施設（プラント設備）設計・建設を行う企業 建築物等の設計を行う企業 建築物等の建設を行う企業 建築物等の建設を行う地元企業 共同企業体（JV）【建設事業者】 運営・維持管理業務 エネルギー回収施設運営・維持管理を受託する企業 マテリアルサイクル推進施設運営維持管理を受託する企業 特別目的会社（SPC）【運営事業者】 注 1）構成員とは特別目的会社へ出資する者、協力企業とは特別目的会社に出資しない者を指す。 注 2）設計・建設業務の建設工事請負契約は、共同企業体と締結する。

添付資料 4 役割分担概念図



添付-4

添付資料5 リスク分担（案）

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
				組合	事業者
全期間共通	募集資料リスク	(1)	本事業での募集資料の誤り又は変更によるもの。	○	
	周辺住民対応	(2)	本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの	○	
		(3)	上記以外のもの（建設・運営事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等）		○
	用地リスク	(4)	地中障害物、土壌汚染、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	(5)	事業実施者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		(6)	上記以外のもの	○	
	政治リスク	(7)	政策方針の転換、議会承認、財政破綻等によるもの	○	
	許認可リスク	(8)	事業実施者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	交付金リスク	(9)	建設事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合		○
		(10)	その他の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合	○	
	物価変動リスク	(11)	一定範囲を超える物価変動（インフレ、デフレ）にともなう運営事業者の経費増減によるもの	○	△
	法令変更リスク	(12)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(13)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	不可抗力リスク	(14)	天災等大規模な災害、暴動、戦争、疫病等の予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断もしくは契約解除等の原因となり得るもの	○	△
設計段階	測量・調査	(15)	組合が実施した測量、調査に関するもの	○	
		(16)	建設事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	設計変更リスク	(17)	組合の指示・提示条件の不備又は変更による設計変更	○	
		(18)	事業実施者の提案内容の不備又は発注者により判断した不備によるもの		○
	建設着工遅延リスク	(19)	組合の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		(20)	建設事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
建設段階	工事費増加リスク	(21)	組合の指示・提示条件の不備又は変更に関するもの	○	
		(22)	建設事業者の事由によるもの		○
	工事遅延リスク	(23)	着工後の組合の指示に関するもの	○	
		(24)	建設事業者の事由によるもの		○
	試運転・性能試験リスク	(25)	試運転・性能試験（建設事業者実施）に要する廃棄物の供給に関するもの	○	
		(26)	試運転・性能試験（建設事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○
運営段階	ごみ量変動リスク	(27)	施設許容量以下のごみの受け入れ		○
		(28)	施設許容量を大幅に超過するごみの処理	○	
	ごみ質変動リスク	(29)	計画ごみ質に対する一定範囲内のごみ質変動		○
		(30)	計画ごみ質に対する一定範囲を大幅に超えるごみ質変動	○	
	要求水準不適合リスク	(31)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の契約適合によるものを含む）		○
他	施設性能リスク	(32)	事業の終了時における施設の性能確保に関するもの		○

凡例 ○：主 △：従